

厚生労働省発老0719第1号
令和元年7月19日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年4月1日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 実施要綱第2の1の(1)による先進的市町村事業整備計画に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間<u>等</u>の事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業</p> <p>(2) 実施要綱第3の1の(1)による先進的都道府県事業整備計画に基づき、都道府県が実施する施設等整備事業、又は民間<u>等</u>の事業者が実施する施設等整備事業に対し都道府県が補助する事業</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 実施要綱第2の1の(1)による先進的市町村事業整備計画に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業</p> <p>(2) 実施要綱第3の1の(1)による先進的都道府県事業整備計画に基づき、都道府県が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し都道府県が補助する事業</p> <p>4～13 (略)</p>

新

別紙1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付申請
について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 交付申請一覧表 別紙（1）－1のとおり
- 2 （元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳
別紙（1）－2のとおり

（添付書類）

- ・都道府県、指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1－（1） 略

旧

別紙1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付申請
について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

- 1 交付申請一覧表 別紙（1）－1のとおり
- 2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳
別紙（1）－2のとおり

（添付書類）

- ・都道府県、指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1－（1） 略

新

別紙 2

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告
について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度地
域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績については、次の関係書類を添
えて報告する。

記

- 1 精算額一覧表 別紙（2）－1 のとおり
- 2 (元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳
別紙（2）－2 のとおり

（添付書類）

- ・都道府県、指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 2－（1） 略

旧

別紙 2

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の事業実績報告
について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福
祉空間整備等施設整備交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告す
る。

記

- 1 精算額一覧表 別紙（2）－1 のとおり
- 2 平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳
別紙（2）－2 のとおり

（添付書類）

- ・都道府県、指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙 2－（1） 略

平成 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳

施設名・事業名等	設置主体	総事業費	対象施設の 実支出額	交付金その他 の取入額	差引額	BとDを比較して 少ない方の額	差増額	交付金 所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引額 △不足額	差引額 △不足額 J(I-I-G)	担当施設定 の有無
		A	B	C	D(A-C)	E	F	G	H	I	J(I-I-G)		
既存の介護施設整備等プログラムの一部等事業 (借事業)													
認知症高齢者グループホーム等防犯改修等支援事業													
高齢者施設等の共用用自家用車建設整備事業													
高齢者施設等の防犯対策及び防犯対策の事業													
合 計													

(注1) 交付金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、E欄とF欄の合計額の額を比較して少ない方の額を記入すること。
 (注2) 担当施設定有無欄には、補助対象期間中に併せて担当施設定する場合は「有り」と記入し、担当施設の取入を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。
 (注3) G欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

(単位：円)

旧

(55号) 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳

施設名・事業名等	設置主体	総事業費	対象施設の 実支出額	交付金その他 の取入額	差引額	BとDを比較して 少ない方の額	差増額	交付金 所要額	交付金 交付決定額	交付金 受入済額	差引額 △不足額	差引額 △不足額 K(I-I-G)	担当施設定 の有無
		A	B	C	D(A-C)	E	F	G	H	I	J(I-I-G)		
既存の介護施設整備等プログラムの一部等事業 (借事業)													
認知症高齢者グループホーム等防犯改修等支援事業													
高齢者施設等の共用用自家用車建設整備事業													
合 計													

(注1) 交付金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、E欄とF欄の合計額の額を比較して少ない方の額を記入すること。ただし、1,000円未満の取入が生じた場合は、「これを切り捨てた額を記入すること」。
 (注2) 交付金所要額欄には、既存の介護施設整備等プログラムの一部等事業、高齢者施設等の防犯対策及び完全対象施設整備等については、E欄とF欄の合計額の額を比較して少ない方の額を記入すること。また、異常取入には、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。ただし、1,000円未満の取入が生じた場合は、「これを切り捨てた額を記入すること」。
 (注3) 担当施設定有無欄には、補助対象期間中に併せて担当施設定する場合は「有り」と記入し、担当施設の取入を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

新

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

歳出予算科目	交付決定額	都道府県、指定都市、中核市又は市区町村						備考											
		入			出														
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額												
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	円		円	円		円													

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「都道府県、指定都市、中核市又は市区町村」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。

旧

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

歳出予算科目	交付決定額	都道府県、指定都市、中核市又は市区町村						備考											
		入			出														
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額												
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	円		円	円		円													

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。
- 2 「都道府県、指定都市、中核市又は市区町村」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書()をもって附記すること。

新

新	旧
<p>別紙4</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p><u>（元号）</u> 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 年度終了実績報告について</p> <p>標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律 第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書</p> <p style="text-align: right;">別紙4－（1）のとおり</p> <p>別紙4－（1） 略</p>	<p>別紙4</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p><u>平成</u> 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 年度終了実績報告について</p> <p>標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律 第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書</p> <p style="text-align: right;">別紙4－（1）のとおり</p> <p>別紙4－（1） 略</p>

新

別紙5

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

(元号) 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた(元号)
年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。

旧

別紙5

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市区町村の長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省 第 号で交付決定を受けた平成
年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(注) 当該事業に係る各所管局課に提出すること。